

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成 27 年 4 月 7 日（火）

白井市役所 4 階第 1 会議室

1. 委員長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 委員報告
4. 教育長報告
5. 議決事項

議案第 1 号 平成 27 年度教科用図書印旛採択地区協議会委員の選出について

議案第 2 号 「平成 27 年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて

請願第 1 号 「教育への不当な支配を許さず、地方教育委員会の自主性を守ることを求める請願」について

6. その他

○出席委員

委員長	石 亀	裕 子
委 員	小 林	正 継
委 員	高 城	久 美 子
委 員	石 垣	裕 子
教育長	米 山	一 幸

○欠席委員

な し

○出席職員

教育部長	田 代	成 司
教育部参事	藤 咲	克 己
生涯学習課長	鈴 木	栄 一 郎
教育部参事	小 松	正 信
書 記	風 間	信 也
書 記	品 川	太 郎

午後 2 時 0 0 分 開 会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 これから平成 2 7 年第 4 回白井市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名です。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 議事録署名人の指名をします。高城委員と石垣委員にお願いします。

○委員報告

○石亀委員長 委員報告を行います。各委員からお願いします。

○高城委員 本日、4 月 7 日、白井市内中学校 5 校の入学式があり、私は南山中学校に行っていました。生徒 1 1 3 名、皆さん、とても初々しく、しっかりと先輩の挨拶を聞いたり、頑張っ
てこれから中学校生活をやっていこうという気持ちが伝わって、とてもいい入学式でした。校長先生が栄町
の教育委員会から来られた大野校長先生で、とてもうれしそうにしており南山中学校が楽しみになり
ました。

以上です。

○石亀委員長 それぞれ皆さんも同じようなお気持ちだと思います。高城さんに代表してご報告いた
だきました。

ほかに皆さんから入学式以外で報告がありますでしょうか。

○教育長報告

○石亀委員長 米山教育長からお願いいたします。

○米山教育長 それでは、前回の教育委員会議以降の報告をさせていただきます。

2 5 日、市の表彰式がありました。教育委員会関係は、児童生徒表彰、この教育委員会議の中で決定を
した児童生徒が表彰をされております。

2 8 日、市の総合体育大会の開会式があり、夏の郡市民体育大会に向けて各競技部門でそれぞれの予選
が始まるということで、開会式に出席をしております。

4 月 1 日に、学校支援アドバイザー、教育相談員、ヤングハートの指導員に委嘱状を交付しました。1
日から新しい各委員によってそれぞれの業務がスタートしております。

4 月 2 日、白井高校の校長先生が変わり挨拶に見えました。秋元校長先生という方で、自身は高校の先
生ですが、2 年間、船橋の宮本中学校の校長先生をやられてから白井高校の校長先生に赴任をしたという

ことで、白井市は初めてということでした。教頭先生は変わっておりません。

5日、スポーツ少年団の交流大会、6年生が中心に春季の交流大会の開会式が行われました。6年生全体で122名でした。若干子ども達の人数が減っていて、多いときは6年生で180名くらいでした。本部長が変わりました。前本部長の斉藤は白井へ引っ越してこられて、スポーツ少年団がないということで、昭和51年からスポーツ少年連絡協議会をつくり進めてきたということで、約40年スポーツ少年団の本部長をしておられたということです。50年までは長いので40年の記念大会でもやりたいというような話をしていました。市教委と一緒にスポーツ少年団の設立40年とか、何らかの大会を企画してもらえたらなと思っています。

その日、芸能振興会の総代会がありました。今年、文化団体協議会で伝統芸能を子ども達に継承していく、また青少年の健全育成のために日本古来の伝統芸能を知ってもらいたいということで、芸能振興会が担当となって子ども達に声かけをしてということで行事を予定しています。まだ7名しか集まっていないというお話でしたので、再度、学校に声かけをして、芸能振興会が各学校へ行っているいろいろな伝統芸能を披露するのも1つですし、また、子ども達に体験をしてもらうのも1つなのかなというように思っています。もう少し参加者が増えるように学校に声かけをしていきたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○石亀委員長 ただいまの委員報告、教育長報告について、質問等がありましたらお願いします。

○石亀委員長 非公開案件についてお諮りいたします。

議案第1号「平成27年度教科用図書印旛採択地区協議会委員の選出について」は、公正な採択をするため委員の指名は非公開がよろしいと思われませんが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、非公開といたします。

○議案第2号 「平成27年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて

○石亀委員長 これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

議案第2号「『平成27年度全国学力・学習状況調査』結果公表の取扱いについて」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第2号「平成27年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて。

白井市教育委員会は、「平成27年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて、別紙のとおりとする。平成27年4月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由につきましては、本案は、文部科学省が実施する「平成27年度全国学力・学習状況調査」の結果公表について提案するものでございます。

裏面をご覧ください。併せて、ただいま資料を配付いたしましたので、そちらもご覧いただきたいと思います

います。「平成27年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて。まず、市の結果公表については、教育センター室のホームページで公開をいたします。公開の方法については、教育委員会議を経てからになります。学力状況調査については、数値は公表いたしません。ただ、全国と市の観点別結果をレーダーチャートにて公表いたします。国語、算数・数学、理科について観点別に分析、考察し、市としての授業の改善のポイントを示します。学習状況調査については数値を入れグラフにて公表し、考察を入れます。このことにつきまして、お手元の資料の3ページから9ページにわたって、平成26年度に公表したものの一部を載せております。このような形で公表する予定でございます。

続きまして2番目、各学校の結果公表についてです。全校公表します。方法としては、学校だより、学級懇談会等で文書または口頭で報告します。内容につきましては、市の公表と同じように学力状況調査の数値については、学校間の序列化や過度な競争が生じる恐れがあるため行わないで、考察やグラフなどで公表いたします。この例につきましては、お手元の資料10ページは小学校の例で、11ページは中学校でございます。数値を学校と県と全国とを比べながら載せております。このような形で公表をしていきます。これは昨年度のものでございます。

公表の時期は、結果が返ってくるのは8月の終わりから9月ですので、10月ぐらいになる予定でございます。

続きまして、個票については、全校とも返却をいたします。子どもを通じて保護者に個票をお渡しします。個票を渡すときに、一斉に渡すか、個別面談をしながら渡すかということについては学校に任せております。返却時期は、中学校区で、兄弟等の関係で同じ日に返却するように指導しています。

以上のような形で、本年度も公表していきたいと思っています。

なお、お手元の資料の1番目、例年は国語と算数・数学でしたけども、本年度からは理科が加わって3教科になる予定でございます。

以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの議案第2号について説明いただきましたが、質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 個票について一度も見たことがないんですが、教育委員だけでも見てみたいと思います。点数だけなのか、その子が例えば全国で第何位と出てくるのか、個票に書かれている内容というのを見たいので、何かひな型があれば、一度見せてもらいたいと思います。子ども達にとって、点数だけ見たところで自分がどんな位置にいるのかというのをまず知りたいと思うので、個票をどこかで配ってください。

○田代教育部長 わかりました。

○米山教育長 もう1点、個票を見て、授業改善をどうやって子どもが自分で取り組んだらいいのかというのがあろうと思うんです。授業改善のポイントは、センター室でまとめたものはありますが、例えば小学校でいえば学級担任、中学校でいえば教科の先生達が集まって各学校での授業改善の取り組

みが進められるのかどうか。個票を単に渡すだけでなく、面接をしながら個票を渡して、こういうところを頑張ろうねと担任のほうから話をしてもらえるのかどうか、試験をやることよりも結果について、先生方は今後どうやって授業改善をして、子どもは自分それぞれがどんな取り組み方で勉強したらいいかということを、双方からやれば学力のアップにつながると思われるので、それも一度、センター室のほうで検討してみてもらってください。

○石亀委員長 公表の仕方については、これまでと大きく変わった点は特になく考えてよろしいですか。

○田代教育部長 そうでございます。

○石亀委員長 もう一つ、公表の仕方について、保護者の方から何か意見とかあったような例は今までにありますか。

○田代教育部長 保護者から、例えば学校の平均を公表してくれとか、そういった意見はございません。ただ、個人的に自分の子に対しての点数的なものについては気にはなっているようです。

○石亀委員長 それは個別に先生が指導されていると考えていいですね。

○田代教育部長 はい。

○石垣委員 教育委員会議を経て結果を公表するという話でしたけれども、これは年度末までずっと公表しているのですか。

○田代教育部長 平成25年度、平成26年度ともにホームページにアップしたままです。

○石垣委員 そうすると、例えば6学年のときに結果公表された子達は、中学生3年生のときに見ることはできるんですか。

○田代教育部長 実は、その前の年については学力試験を一時期やめておりまして、抽出の学校しか実施しなかったために比較対象ができない、今後3年続けていけば、26年の6年生が中3になったときに、比較対象の考察に入れることはできると思います。

○石垣委員 せっかく課題を提示しているので、その子達が授業改善によってどういうふうに伸びていったかというの、中学3年生のときに踏まえて検証できればいいかなと思いました。

○石亀委員長 個票で各個人には知られるということですが、全体の公表として、各学校、クラスで、この間の試験についてはこうだったんだよ、というような話はされることはあるんですか。

○田代教育部長 結果が返ってくるのは9月ぐらいでございますので、その年度で短い時間で考察を入れて、子ども達に授業改善という形はできます。

○石亀委員長 総合的に子ども達が、自分達はこういうところが弱かったということは全体として言葉で聞くことはできるわけですね。

○田代教育部長 はい、そうでございます。

○石垣委員 たしか教育評価のときにも質問させていただいたんですけれども、きょうも中学校の入学式があって、6年生が中学に上がったときに、どういう課題を持った学年なのかとか、得意な領域

はどういう領域なのかということは、中学校にも引き継がれるんですか。

○田代教育部長 確かにおっしゃるとおりで、引き継がれる部分があるんですけども、データを細かく引き継ぐかということ、なかなか引き継げない部分もございます。ただ、全国の学力・学習状況調査と県の標準学力検査、これも結果は3月ぐらいに戻ってきますので、そのデータについては、中学校についてはお知らせをいたします。

○石亀委員長 それはすごく大事なことだと思います。せっかくのデータをきちんとした形で引き継いでいただくことは望ましいですね。ぜひこの学年の弱点とか得意分野というのを、中学校の先生方が積極的に把握していこうというふうな形をとっていただけると、よりいいと思います。

気付いていない活用方法がまだまだありそうな気がします。

○米山教育長 最後に、これは文科省で政策的に取り入れた調査だと思います。この調査の基本的なものを考えると、授業改善とか子ども達個々の取り組みを改善するというよりは、国で子ども達の学習状況調査がどうなるのか把握したいというのが優先しているのではないか。例えば中学校3年生に学力調査を行って、10月ぐらいに返ってきててもすぐ卒業してしまいます。もう受験が始まっていますので、実際の子どもの授業への取り組みの改善等というのがなかなか難しい。また、小学校6年にあっても、次の半年後には中学生になる。子ども達とか教師の授業改善、取り組みを本当に改善したいと思うなら、中学2年と小学校5年でやったほうが結果としては出るのかなと思うので、調査自体が文科省の、全国の子どもの状況を知りたいというのが優先しているのかなという印象はあります。ただ、いいデータが出ますので、小学校から中学校へ引き継いでいくというような形で活用は必要ではないか。中学校3年生の場合はその年代と次の年代を比較するだけのものになってしまうので、その辺は現状の中でどうやって子ども達に授業の改善、子ども達の取り組みが向上できるかというのは、またセンター室中心に考えていってもらいたいというように思っています。

以上です。

○石亀委員長 ほかにこの件についてご意見がなければ、議案第2号について決定したいと思います。が、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第2号については原案のとおり決定します。

○請願第1号 「教育への不当な支配を許さず、地方教育委員会の自主性を守ることを求める請願」について

○石亀委員長 請願第1号「教育への不当な支配を許さず、地方教育委員会の自主性を守ることを求める請願」について説明をお願いします。

○藤咲教育部参事 請願第1号「教育への不当の支配を許さず、地方教育委員会の自主性を守ることを求める請願について」。白井市教育委員会行政組織規則第7条第19号の規定により、審査する。

平成27年4月7日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由といたしまして、本案は、請願を受理したので提案するものです。

裏面をご覧ください。提出者につきましては、全教千葉教職員組合中央執行委員長、寺田勝弘です。請願の内容につきましては、下段に書いてありますが、1つ目としては、「教育における自主性や地方自治の原則の尊重など憲法と教育の条理にもとづく地方教育行政を確立してください」、2つ目としては、「地方教育行政法第21条の教育委員会の執行権限に属する事項をはじめ、首長の権限が及ぶ事項であっても、子ども、保護者、地域住民、教職員などの声を尊重し、教育の条理にもとづき意思決定をするよう尽力してください」という2件でございます。

以上が請願の内容でございます。

○石亀委員長 請願第1号、ただいまの説明がありましたが、採択するかどうかということをごここで話し合うということによろしいですね。この説明について質問がありましたらお願いします。

○小林委員 請願の内容については、当然、教育委員が考えていくことだと思うんですけども、制度が4月1日から変わって、このように出しているというのは全教千葉教職員組合、政治的な色彩とか、そういうのは関係ないんですか。

○田代教育部長 政治的なものという部分では、この文章そのものの中には、大きくは読み取ることができないと感じます。

○石亀委員長 基本的なことですが、請願を採択する意義というんですか、これを採択することによってどうなりますか。

○田代教育部長 まず、1番目の「教育における自主性や地方自治の原則の尊重など憲法と教育の条理にもとづく地方教育行政を確立してください」というのは、意識的に自主性とか教育の条理に基づいて行ってくださいということですので、今委員長が言ったとおり、自主的なものになると解釈できるかと思います。2つ目の地方教育行政法第21条には、教育委員会の職務権限が全部で19項目あります。それから「首長の権限が及ぶ事項」というのは、長の職務権限があります。それは第22条の中に5項目あり、大学に関すること、私立学校に関すること、教育財産を取得し及び処分すること、契約に関すること、予算執行に関することが首長の権限でございます。

○米山教育長 まず最初、委員長が聞いた、採択した場合、不採択した場合の委員会としての請願の結果に対する効力は何かということですが、請願の採択とは、議会、教育委員会が請願内容に賛成であるという意思表示であるが、その願意の実現性について、法律上は何ら保障の規定がない。要は採択したといって、それを何らかの今後の教育委員会の予算であるとか方針を保障するものではないということです。その内容については承知したが、それを今後の教育委員会の事務、事業執行にあたって影響力を与えるものではないといっています。しかし、採択した以上、議会、教育委員会はその実現について最善の努力をすべきで政治的、道義的責任を負うことになる。要は法律上の責任はないけれども、議会の場合のことを言っているので政治的と書いてあります。委員会とすれば、道義的責任

を負うことになるものであるという解説になっています。

もう一つは、採択するかしないかの判断基準については、願意の妥当性です。願意の妥当性とは、法令上あるいは公益上の見地から見て合理的なものをいい、要は、1つは法令上あっているかどうか、2つ目は公益上の見地から見て合理的であるかどうかのものをいい、また、実現の可能性があるかどうか。それと、その緊急性や重要性及び財政事情などから見て、ごく近い将来、実現の可能性があるものをいい、厳格に解釈しなければならない。どういうことかということ、請願の採択、不採択にあたっては法令上の基準はない、委員会の自主的判断によるものであるけれども、願意が妥当であるか、法令上問題はないか。公益的な見地から見て合理的かどうか等含めて、また、実現性があるのかどうか。採択したところで実現性がないものであっても採択した意味がないということで、財政事情含めて厳格に解釈しなければならないということです。まず最初、1と2の願意が法令上問題はないか、実現性がどうなのか。3つ目が、財政的に可能か。財政的な事情については、該当はしないと思うんです。その中から、請願は請願者の要望に対し議会が賛成、あるいは反対の意を表明して採択か不採択かを決するものであると書いてあります。その中で、別項目としては分けられていない不離一体のものを除いて、採択か不採択に決めるしかない。ただし、一部採択、例えば4項目のうち2項目については採択するという方法もとることができる。1は採択するけども、2は採択しないということで、請願についての採択の方法で一部採択の方法もあるということで、丸々全部採択、丸々不採択、1が採択か不採択、2が採択か不採択ということで、一部採択ということをとることができるというのが請願の内容ですので、1、2それぞれについての審議をもらいたいというように思います。

○石亀委員長 この請願については、採択して、その結果を実行する権限があるかないかというのが大事だと思いましたので、伺いました。1と2それぞれについて皆さんの意見を伺います。

○米山教育長 1の方は、ごく一般論的な概念で書かれていますので、これは基本的に日頃から教育委員としてそれぞれが根本的に確認をしている内容なのかなと思います。2番目の第21条の教育委員会の執行権限に属する事項、これについては先ほど部長から、第21条の執行権限は何があるかという話があったので、これは当然、教育委員会としての執行権限ですので、教育委員会議の合議制の中で決定をしていく。次に、「首長の権限が及ぶ事項であっても」ということがあるんですけども、首長の権限が定められているんで、首長の権限に対しても教育の条理に基づいて意思決定するよう尽力してくださいという内容が、法令上どうなのか。実現性があるのかどうかということで判断をしていただきたい。また、子ども、保護者、地域住民、教職員などの声を尊重し、意思決定をする。首長の権限があるものを、首長の権限を無視してとは書いてはいないんですけども、市長の権限が及ぶ事項であっても教育の条理に基づいて教育委員会とて意思決定してくださいという内容が採択できるか、できないかという判断になるのではないかなというふうに思います。

事務局に聞きたい。「子ども、保護者、地域住民、教職員などの声を尊重し」というのは、法律上、この人達、この団体に対して意見を聞いて一定の行為をなさいというのは、何か通知であるとか、

法律上どこか出てくるところはあるんですか。

○田代教育部長 外部の意見という形で、通知の中に出てくるものにつきましては、総合教育会議において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4の5項の中に、総合教育会議は1項の協議を行うにあたって必要があると認めるとき、関係者又は学識経験を有するものの中から当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができるとなっております。その関係者につきましては、例えば大学の先生とかPTAとか、地元の企業の方とか、そういうものが想定されるということになっています。

○米山教育長 それは通知であるんですね。

○田代教育部長 はい、通知であります。

○米山教育長 総合教育会議の中では、子ども、保護者、地域住民、教職員などの意見を尊重しという通知があるんだということなので、総合教育会議というものの権限は委員会に属する権限なのか、首長に属する権限なのか、どっちなのか。

○田代教育部長 総合教育会議につきましては、地方公共団体の長でございます。

○石亀委員長 尽力してくださいという言葉が鍵なのかなと思うんですけど、意識決定するよう首長へ一生懸命意見を述べる努力をするということができるんでしょうか。

○小林委員 最初、政治的な色彩と聞いたのは、そこなんですね。首長の方針が教育のほうとずれていくというときに総合教育会議が開かれて、そのときにこういう人達の意見も聞くことができるということで、このほうがいいんじゃないですかということは提言できても、権限は首長にあるわけですから、こちらが意思決定するということは、そういう言い方がちょっとおかしいんじゃないかなと思ったんですね。

○米山教育長 今、小林委員言ったとおりに、首長の権限が及ぶ事項は、首長がこういう人達の声を尊重して首長が意思決定をするというのが法の建前なので、その法の建前を曲げて委員会が意思決定するように積極的な力を発揮する、尽力するというのは難しいのかなと。例えばここで教育の条理に基づいて首長に対して委員会として具申してくださいとか、意見を言ってくださいとかっていうのであれば話はわかる。これはちょっと難しいかなという印象があります。ただ、尽力という言葉で、意思決定してくださいとは書いていないので、尽力の及ぶ力がどこまでかということです。

○石垣委員 法令を遵守しているか、実現性があるか、財政上の問題があるかというのが判断基準になるのかなと思うので、そこを逸脱しない限りの意思決定を尊重するのかなと思うんです。

○石亀委員長 教育委員会の立場というか、存在価値をどういうふうに考えていくかというのは、総合教育会議の中のメンバーになる方々がどう考えていくかという未来形の形になっていくのかなと思うんです。

○米山教育長 極端なことを言うと、首長の権限に属する事項を教育委員会が議案として上げて、意思決定をしていいのかというと、それは多分できない。なぜかというと、予算についても首長の職務

権限なので、こういう来年度予算編成をしますよということで、教育委員会で決まったことを首長に申し出るという議案になっています。あくまでも教育委員会で決定したものがそのまま予算編成権限の持つ首長のほうに影響を与えたとしても、最終的な判断、意思決定というのは市長の判断になります。

○石亀委員長 影響を与えるというのも、尽力のうちだとは思いますが、こういう気持ちを持って会議に臨むということはあるとは思いますが、とっても難しいと思いますけれども。この文言で、そのままだと採択することは難しいというふうに捉えなければならないのかなという印象になりますよね。この文言を変えるわけにはいかないんですね、こういうふうにきているわけですから。

○米山教育長 請願は、請願者、出した人も、出したら修正することができないので。出ているこの文章の中で判断をしていくしかありません。その文章の中から読み取れることを判断して採択、不採択、一部採択の中から選択をしていく。いくら法令上の拘束力がないからといって、委員会として採択したとした場合に、今後、道義的な責任は残るので、今後の委員会としての考え方、進め方については、採択したことに対する拘束力はなくても影響は残るというふうに思いますので、2番の不透明な尽力がどこまで尽力なのか。一定の法律で規定をされていますので、その法律をはみ出したり、また、委員会として勝手な解釈ができるかという、それも難しいので、できれば、今回の請願に対しては一部採択と、1番については採択できる、2番については尽力という意味がどこまでの影響力があるのかもはっきりしないので、ここを出てきた文章だけでは判別し難い。また、法律上の規定があるので、それから大きくはないんですけども、はみ出してしまう懸念もあるから、一部採択がいいのではないかなと思うんです。

○石亀委員長 今の教育長の話を受けまして、一部採択ということで、1番のほうは採択、2番のほうは採択しないということになりますが、何か意見があったらおっしゃってください。

○小林委員 それでいいと思います。というのは、もちろん私たちは制度が変わっても今までの合議制のような形で、できるだけ考えていくということが、私個人はそう思って、万が一、首長が極端に、継続してやってきたものを急にそこで切っちゃうとか、そうなった場合には、いろんな立場から首長に提言するという、そういうことは必要だと思うんですけども、この言葉だと、教育委員会が首長の権限に及ばないのに意思決定をして、この意思決定という言葉が曖昧ですので、これは採択しないほうがいいんじゃないかなと思います。

○石亀委員長 ほかによろしいですか。

○石垣委員 首長の執行権限が明確に決まっておりますので、教育条理に基づき意思決定するというのと同列では考えられないです。教育委員としては、子ども、保護者、地域住民、教職員などの声を尊重するという立場は変わらず会議を進めていくとしても、意思決定というところまでは言及できないと思いますので、一部採択ということでいいと思います。

○石亀委員長 高城さんはいかがですか。

○高城委員 同じです。教育の条理に基づき意思決定をするという、尽力という言葉がちょっと引っ掛かると思うので、1番だけという意見に賛成です。

○石亀委員長 この採択する、しないについての結果は、求めてこられた寺田さんのほうには伝えられるものなんですか。

○藤咲教育部参事 書面で報告する予定です。

○小林委員 いろんな捉え方がそれぞれ個人によってされると思うんですけども、2番を採択しないからといって、首長の言いなりだとか、そういうようなことではないということははっきりと説明してもらわないといけないと思うんです。あくまでも、教育委員としての考えで私たちは、できるだけ、意見がずれそうな場合には総合教育会議を開いてもらって首長に提言していくという、その姿勢は白井の教育委員会は持っていると思うんですね。ですから、そこを誤解のないように伝えてほしい。これを採択しなかったからといって、言いなりになってしまうのかという、そういうことでは絶対ないということは伝えてほしいと思います。

○石亀委員長 同意見です。結果をお知らせするのであれば、みんなで話し合われたことが反映されるような内容で伝えていただきたいと思います。教育長、いかがですか。

○米山教育長 わかりました。一部採択ということで、請願についての取扱方も、採択したか、不採択したか、その理由を付して請願者のほうに伝えなさいということが請願の根本的な規定なんで、意思決定するのではなくて、保護者、地域住民、教職員など、子どもなどの意見を尊重して、教育委員として市長の職務権限事項については提言はしていきたい。提言とか意見を述べるということをやめるわけではなくて、そういうことについては積極的には意思決定するものではないので、一部採択にしたという意見を付して請願者のほうに送付をしたいと思います。

○石亀委員長 よろしく願いいたします。それでは、最後に確認いたしますが、請願第1号について確認をいたします。一部採択ということで、1番は採択、2番については条件付き不採択という形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 では、そのようにお願いします。

非公開案件 ○議案第第1号 平成27年度教科用図書印旛採択地区協議会委員の選出について

○その他

○石亀委員長 その他、何かありましたらお願いします。

○藤咲教育部参事 1つ目が千葉県教職員組合印旛支部から、小学校、中学校の統廃合に関する要望書がきております。

もう一つが、教科書と教育を考える千葉県民の会から、教育委員会あてに要望書がきておりますの

で提出させていただきました。

○小松教育部参事 文化会館からのお願いですけれども、文化センターのプラネタリウム館が機器の更新をしまして、リニューアルオープンを予定しております。そこで教育委員さんに平成27年5月2日土曜日、11時から30分程度ですけれども、リニューアルに向けた式典を予定しておりますので、ぜひご参加いただければということで招待状を差し上げさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○石亀委員長 わかりました。プラネタリウムの記念式典については、後日、返事をするということで、ほかによろしいですか。

それでは、以上をもちまして本日の日程は終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時24分 閉 会